

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	杉並区生活応援臨時給付金に関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区はに生活応援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	杉並区生活応援臨時給付金に関する事務
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務。 ※杉並区生活応援臨時給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度杉並区一般会計補正予算における低所得世帯を支援する観点から支給される給付金)は、特定公的給付指定告示(デジタル庁告示第7号)により、特定公的給付に指定された。</p> <p>区は、国の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象外となった生活困窮世帯(住民税均等割のみ課税世帯)に対し、区独自の臨時給付金を支給する。 特定個人情報ファイルは以下の事務で取り扱う。①支給要件確認(所得要件、在住要件等)②申請書受理後の記載内容の確認③世帯員の世帯情報の確認</p> <p>区は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。</p>
③システムの名称	宛名管理システム、中間サーバ・プラットフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
支給対象者ファイル、情報連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一の101の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第二の121の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部管理課
②所属長の役職名	臨時特別給付金担当課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1杉並区保健福祉部管理課庶務係

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一の101の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令第74条	番号利用法第9条第1項 別表第一の101の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の貯金口座の登録等に関する法律(令和三年 法律第三十八号)第10条	事前	
令和5年3月31日	事務の概要	(概要欄の前段に、特定公的給付に指定された 事務であることの説明を挿入)	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録等に関する法律による 特定公的給付の支給を実施するための基礎と する情報の管理に関する事務。 ※杉並区生活応援臨時給付金(原油価格や物 価高騰等の影響に鑑み、令和四年度杉並区一 般会計補正予算における低所得世帯を支援す る観点から支給される給付金)は、特定公的給 付指定告示(デジタル庁告示第7号)により、特 定公的給付に指定された。	事後	
令和5年3月31日	評価書名	杉並区生活応援臨時給付金に関する事務 基 礎項目評価書	杉並区生活応援臨時給付金に関する事務 基 礎項目評価書【令和5年3月31日終了】	事後	